

バンク登録に係る任意団体の規約・会則の作成について

※1. 法人格のない任意団体の会則や規約は、特に決まった形式はありません。

空き家等利活用希望団体への登録をご希望で、これから規約・会則を作成される方は、当記載例も参考に、メンバーの皆さんと話し合いながら作成してください。

※2. 記載例は「まずは少人数で活動をスタートする」「簡易な様式で規約をつくりたい」という場合を想定していますので、団体の状況に応じて適宜修正を行ってください。

※3. 神戸市では、NPO 法人の設立などに関する相談窓口を設置しています。NPO 法人の設立を検討の場合は、こちらもご参照ください。

【神戸市ホームページ】相談窓口のご案内

<https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/kurashi/activate/support/npo/ninshou/soudan.html>

記載例

〇〇〇 (団体名称) 規約／会則

←規約／会則のいずれかを選択

(名称)

第 1 条 この会は、〇〇〇 (以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、神戸市〇〇区〇〇丁目〇〇町に置く。

←「会長宅とする」等でも構いません

(目的)

第 3 条 本会は、〇〇〇に関する活動(事業)を行うことにより、
〇〇〇することを目的とし、〇年〇月〇日設立する。

←目的を明確にすることによって、団体の存在意義を示す重要な部分です

(活動・事業の種類)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために〇〇〇活動を行い
次の事業を実施する。

←必要に応じて活動の内容を追加しましょう。

(1) 〇〇〇

例) 高齢者の居場所づくり など

(2) 〇〇〇

(3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次の〇種類とする。

←「会員」は、必ずしもこの名称でなくとも構いません。分かりやすい名称にしましょう。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

(3) 〇〇会員は、・・・

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 ○○○円
- (2) 賛助会員 ○○○円

(余剰金の不分配)

第8条 本会は余剰金を分配しないものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を○年以上納入しないとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 監事 ○人

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監事は、会の活動及び会計を監査する。

←「会費」でなくても構いませんが、運営資金（収入源等）を明らかにしましょう。

←空き家等利活用希望団体は非営利が要件のため、記載が必要です。

←任意で退会できるようにします。

←役員名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。

※「監査役」は他の役員を兼ねることはできません。

附則

- 1 この会則は、○年○月○日から施行する。